

館林地区消防組合会計年度任用職員の給料及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月16日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

### 館林地区消防組合規則第3号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給料及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合会計年度任用職員の給料及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年館林地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「給料」を「給与」に改める。

第6条の見出し中「一時間」を「1時間」に改める。

第13条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第14条第5号中「15分」を「30分」に改める。

第16条第2項第1号及び第2号中「第18条において」を「以下」に改める。

第16条の次に次の3条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給）

第16条の2 条例第11条の2第1項のこれに準ずる者として規則で定める職員は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員とする。

(1) 一会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次号において同じ。）の定め合計が6月以上であるフルタイム会計年度任用職員

(2) 6月に勤勉手当を支給する場合において、当該フルタイム会計年度任用職員の任期の定めと前会計年度における12月2日以降の任期の定めとの合計が6月以上であるフルタイム会計年度任用職員

2 条例第11条の2第1項前段の規則で定める職員は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員とする。

(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(2) 停職者

(3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外のフルタイム会計年度任用職員

3 条例第11条の2第1項後段の規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、前条第4項各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員とし、これらのフルタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。

4 基準日前1箇月以内において勤勉手当が支給される会計年度任用職員として退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

5 条例第11条の2第2項に規定する割合は、その職員の勤務成績による割合(次条において「成績率」という。)と勤務期間による割合とする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)

第16条の3 フルタイム会計年度任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の121.5以上100分の205以下

(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の110以上100分の121.5未満

(3) 勤務成績が良好な職員 100分の98.5

(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の90以下

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、管理者の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、管理者が定める。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関して必要な事項は、管理者が定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間)

第16条の4 第16条の2第5項の勤務期間による割合は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

2 前項に規定する勤務期間は、次に掲げる職員として在職した期間とする。

(1) 条例の適用を受ける職員として在職した期間

(2) 常勤職員条例の適用を受ける職員として在職した期間

3 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第16条の2第2項に掲げる職員として在職した期間

(2) 条例第7条の規定により給与の減額の対象となった期間

(3) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病)により勤務しなかった期間から週休日及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間(管理者の定める期間を除く。)

第17条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条「給与支給規則第9条の8中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と、を削り、「条例第3号」の次に「。この条において「条例」という。」を加え、「第11条第3項の期末手当基礎額」の次に「又は条例第11条の2第3項の勤勉手当基礎額」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給)

第18条の2 条例第19条の2において準用する条例第11条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員は、条例第11条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下この条において「基準日」という。）に在職するパートタイム会計年度任用職員のうち、次に掲げる職員以外のパートタイム会計年度任用職員とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外のパートタイム会計年度任用職員
- (4) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員

2 条例第19条の2において準用する条例第11条の2第1項後段の規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、第18条第2項各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員とし、これらのパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第16条の4関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。